

令和8年2月

京都地方税機構議会定例会会議録

# 令和8年2月 京都地方税機構議会定例会会議録目次

会期1日間（令和8年2月21日）

|   |                                                |    |
|---|------------------------------------------------|----|
| 1 | 出席議員氏名                                         | 3  |
| 1 | 欠席議員氏名                                         | 4  |
| 1 | 議事日程（第1号）                                      | 4  |
| ○ | 中村議長開会宣告                                       | 5  |
| ○ | 大橋広域連合長のあいさつ                                   | 5  |
| 1 | 議員異動報告                                         | 5  |
| 1 | 議席の指定                                          | 6  |
| 1 | 会議録署名議員の指名                                     | 6  |
| 1 | 会期決定の件                                         | 6  |
| 1 | 第3号議案                                          | 6  |
| 1 | 第3号議案、同意                                       | 7  |
| 1 | 第1号議案から第2号議案                                   | 7  |
| ○ | 大橋広域連合長の提案理由説明                                 | 7  |
| 1 | 一般質問                                           |    |
| ○ | 山本治兵衛議員の質問並びに大橋広域連合長、山崎事務局長及び<br>井関業務課長の答弁     | 8  |
| ○ | 大河直幸議員の質問並びに山崎事務局長、井関業務課長及び<br>矢部事務局次長兼総務課長の答弁 | 13 |
| 1 | 第1号議案から第2号議案（質疑・討論・採決）                         |    |
| ○ | 米重健男議員の討論                                      | 22 |
| ○ | 井上博明議員の討論                                      | 24 |
| 1 | 第1号議案から第2号議案、可決                                | 24 |
| 1 | 議第1号議案                                         | 25 |
| ○ | 松本俊清議員の提案理由説明                                  | 25 |
| 1 | 議第1号議案（採決）                                     | 25 |
| 1 | 議第1号議案、可決                                      | 25 |
| ○ | 中村議長閉会宣告                                       | 25 |

○ 上 程 議 案 等

| 議案番号   | 件 名                           | 議決結果 |
|--------|-------------------------------|------|
| 第 1 号  | 令和 8 年度京都地方税機構一般会計予算          | 原案可決 |
| 第 2 号  | 令和 7 年度京都地方税機構一般会計補正予算（第 1 号） | 原案可決 |
| 第 3 号  | 副広域連合長の選任について同意を求める件          | 同 意  |
| 議第 1 号 | 京都地方税機構議会会議規則一部改正の件           | 原案可決 |

令和8年2月京都地方税機構議会定例会会議録第1号

令和8年2月21日（土）午後2時00分開会

○出席議員（29名）

|   |   |   |    |   |   |
|---|---|---|----|---|---|
| 中 | 村 | 正 | 孝  | 君 |   |
| 磯 | 野 |   | 勝  | 君 |   |
| 北 | 川 | 剛 | 司  | 君 |   |
| 光 | 永 | 敦 | 彦  | 君 |   |
| 小 | 鍛 | 治 | 義  | 広 | 君 |
| 片 | 山 | 正 | 紀  | 君 |   |
| 山 | 本 | 治 | 兵衛 | 君 |   |
| 高 | 橋 |   | 輝  | 君 |   |
| 角 | 谷 | 陽 | 平  | 君 |   |
| 大 | 河 | 直 | 幸  | 君 |   |
| 星 | 野 | 和 | 彦  | 君 |   |
| 小 | 川 | 克 | 己  | 君 |   |
| 一 | 瀬 | 裕 | 子  | 君 |   |
| 米 | 重 | 健 | 男  | 君 |   |
| 毛 | 利 |   | 元  | 君 |   |
| 寺 | 田 | 圭 | 佑  | 君 |   |
| 片 | 岡 |   | 勉  | 君 |   |
| 和 | 田 |   | 晋  | 君 |   |
| 長 | 岡 | 一 | 夫  | 君 |   |
| 井 | 上 | 博 | 明  | 君 |   |
| 大 | 宮 | 竹 | 志  | 君 |   |
| 小 | 割 | 直 | 彦  | 君 |   |
| 堀 | 口 | 宏 | 隆  | 君 |   |
| 松 | 本 | 俊 | 清  | 君 |   |
| 高 | 山 | 豊 | 彦  | 君 |   |
| 森 | 田 | 喜 | 久  | 君 |   |
| 德 | 谷 | 契 | 次  | 君 |   |
| 居 | 谷 | 知 | 範  | 君 |   |
| 山 | 崎 | 良 | 磨  | 君 |   |

○欠席議員（2名）

小 原 舞 君  
松 山 義 宗 君

---

○議会事務局

議会事務局長

清 水 直 喜

---

○地方自治法第 121 条の規定による出席要求理事者

広域連合長

大 橋 一 夫

副広域連合長

山 添 藤 真

副広域連合長

古 川 博 規

事務局長

山 崎 隆 一

事務局次長兼総務課長兼会計管理者

矢 部 昌 宏

事務局業務課長

井 関 秀 之

事務局法人税務課長

土野池 典 子

事務局業務課参事

森 田 嘉 彦

事務局業務課参事

大 西 浩

事務局法人税務課参事

金 子 良 一

第 3 号議案同意後、追加出席要求

副広域連合長

谷 口 雄 一

---

議事日程（第 1 号）令和 8 年 2 月 21 日（土）午後 2 時 00 分開議

- 第 1 諸報告
- 第 2 議席指定の件
- 第 3 会議録署名議員指名の件
- 第 4 会期決定の件
- 第 5 第 3 号議案
- 第 6 第 1 号議案から第 2 号議案まで（広域連合長説明）
- 第 7 一般質問
- 第 8 第 1 号議案から第 2 号議案まで（質疑・討論・採決）
- 第 9 議第 1 号議案

以 上

---

○議長（中村正孝君） これより令和8年2月京都地方税機構議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。日程に入るに先立ち、御報告申し上げます。

山崎善也前広域連合長の任期満了による欠員に伴い、去る2月9日に執行されました広域連合長選挙の結果、大橋一夫氏が御当選になり、同日付をもって広域連合長に就任されました。この際、大橋広域連合長から就任の御挨拶の申し出がありますので、発言を許します。大橋広域連合長。

〔広域連合長大橋一夫君登壇〕

○広域連合長（大橋一夫君） 本日ここに、令和8年2月京都地方税機構議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多忙の中、また土曜日にもかかわらず御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

山崎広域連合長が任期満了により退任されましたことに伴い、2月9日に執行されました広域連合長選挙において、構成団体の長の御推挙をもって広域連合長に選出いただき、機構行政を担わせていただくこととなりました。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

京都地方税機構は設立から17年目を迎え、この間、東日本大震災、新型コロナウイルス感染症の拡大、そして、昨今の物価上昇といった経済に大きな影響を及ぼす事象にも見舞われましたが、当機構は、鋭意、業務の充実を図り、着実に成果を積み上げられてこられました。これも議員の皆様をはじめ、構成団体などこれまで当機構の運営に御協力をいただいていた全ての関係の方々のお力の結集によるものであり、ここに改めて敬意と感謝を申し上げます。

私自身、この新しい任期の始まりに当たり、10年近くにわたり広域連合長を務められました山崎さんの後を受け、26の構成団体から預かる課税や徴収の事務を適正に処理する責任の重さを、ひしひしと感じております。

今後とも、当機構が府内の共同の税組織として無くてはならない役割を果たしていけるよう、私としても、納税者の利便性の向上、公平・公正な税務行政の一層の推進、業務の効率化という機構設立の趣旨を十分に踏まえ、関係の皆様のお力添えを得る中で、誠心誠意、その使命を果たしてまいり所存でございます。

そのためには、議員の皆様、そして構成団体の皆様との連携が何より重要となります。皆様方の格別の御支援と御協力を心からお願いを申し上げる次第でございます。

以上、簡単ではございますが、就任並びに議会開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

---

○議長（中村正孝君） これより日程に入ります。日程第1「諸報告」。

まず、議員の異動報告を行います。

小原明大君、隅山卓夫君の議員の任期満了に伴い、新たに選出議員として、長岡京市議会から毛利元君、京丹波町議会から居谷知範君が選出されましたので、御報告いたします。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告6件及び定期監査結果報告が提出され、定期監査結果報告については、先に送付しておきましたのでお調べおきます。

また、例月出納検査の結果報告は、その写しをお手元に配付しておきましたので、御覧お

き願います。

最後に、出席要求理事者の報告であります。当局へ要求し、その写しをお手元に配付しておきましたので、御覧おき願います。

---

○議長（中村正孝君） 次に、日程第2「議席指定の件」を議題といたします。

今回選出されました毛利元君ほか1名の議員の議席を会議規則第4条第2項の規定によりお手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

---

○議長（中村正孝君） 次に、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第100条の規定により、私から、山本治兵衛君及び寺田圭佑君を指名いたします。

以上の御両君にお差支えのある場合には、次の号数の議席の方をお願いをいたします。

---

○議長（中村正孝君） 次に、日程第4「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（中村正孝君） 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

---

○議長（中村正孝君） 次に、日程第5、第3号議案「副広域連合長の選任について同意を求める件」を議題といたします。

議案を朗読させます。清水議会事務局長。

〔清水議会事務局長朗読〕

---

### 第3号議案

副広域連合長の選任について同意を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第162条の規定により、下記の者を副広域連合長に選任することについて同意されたい。

令和8年2月21日提出

京都地方税機構

広域連合長 大橋 一夫

記

谷 口 雄 一

---

○議長（中村正孝君） お諮りいたします。ただいま議題となっております第3号議案につ

いて、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（中村正孝君） 御異議なしと認め、直ちに採決いたします。採決の方法は挙手によります。

それでは、谷口雄一君の副広域連合長選任に同意することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（中村正孝君） 挙手全員であります。よって、谷口雄一君の副広域連合長選任に同意することに決定をいたしました。

この際、谷口副広域連合長に対して、出席要求理事者として出席を求めることとし、御挨拶の申し出がありますので、発言を許可します。

〔副広域連合長谷口雄一君入場〕

---

○副広域連合長（谷口雄一君） 皆様、こんにちは。木津川市長の谷口でございます。議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま、副広域連合長の選任におきまして、御同意を賜りまして、誠にありがとうございます。

この度、新たに選挙において御就任をされました大橋広域連合長をお支えするために、山添副広域連合長、また古川副広域連合長とともに、しっかりと公平公正な税務行政に努めてまいりたいと思っております。

議員の皆様におかれましては、是非とも御指導、御鞭撻のほど、よろしく願いを申し上げます。よろしく願いいたします。ありがとうございます。（拍手）

---

○議長（中村正孝君） 次に、日程第6「第1号議案」から「第2号議案」までの2件を一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。大橋広域連合長。

〔広域連合長大橋一夫君登壇〕

○広域連合長（大橋一夫君） それでは、今回提案させていただいております各議案について、一括して順次御説明を申し上げます。

まず、第1号議案「令和8年度京都地方税機構一般会計予算」であります。

本予算案には、滞納整理業務及び法人関係税課税事務、自動車関係税申告書等受付事務並びに償却資産に係る固定資産税課税事務の業務執行に要する経費等を計上しております。

令和8年度の歳入歳出予算総額は25億389万円となり、歳入は各構成団体からの負担金収入等となっております。

歳出の主なものとして、各構成団体からの派遣職員の人件費負担金に15億4,575万円、業務運営費等に9億5,814万円を計上しております。

次に、第2号議案「令和7年度京都地方税機構一般会計補正予算（第1号）」であります。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ2億5,747万円増額し、予算総額を26億7,103万円とするものでございます。

今回の補正は、各構成団体からの派遣職員の人件費や業務運営費等について、ほぼ最終的な見通しを得ましたので、年度末までの予算執行上必要なものを増額するものでございます。

以上のとおり提案いたしますので、御審議をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

---

○議長（中村正孝君） 次に、日程第7「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許します。

まず、山本治兵衛君に発言を許します。山本治兵衛君。

〔山本治兵衛君登壇〕

○山本治兵衛君 失礼いたします。ただいま議長より発言のお許しをいただきました舞鶴市議会選出の山本治兵衛でございます。

質問に入ります前に、一言申し上げさせていただきたいと存じます。

去る2月9日の連合長選挙により、福知山市の大橋市長が新たに就任され、本日、今定例会に御出席をいただいておりますが、これまで10年近く、連合長を務めていただきました山崎前連合長には、長年の御労苦や御功績に対しまして、厚く御礼を申し上げますとともに、大橋新連合長におかれましては、構成団体の税務行政の更なる推進に格別のお力添えを賜いますようお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

まずは、税機構のこれまでの活動に対する評価や今後の取組の方針等についてお尋ねをいたします。

昨今の世界的な社会経済情勢は、ウクライナとロシアとの混沌とした戦局に加え、アメリカによる相互関税の発動やベネズエラへの攻撃、また、イランでの激しい抗議デモなど、国際関係は緊張感が増しており、こうした先行きの不透明感が世界経済に大きな影響を与えております。

そして、国内におきましては、人口減少や気候変動の深刻化を始め、物価の上昇や、社会保障関係費の増大、また、身近なところでは、昨年顕著となりました市街地での熊の出没による被害の続出など、住民生活に直接深く関わる複雑な課題に直面もいたしております。

こうした状況に、地方行政も、国、政府などと協力しながら対応してまいりますが、地方財政の現状は非常に厳しく、当機構構成団体の25市町村にあっては、令和6年度の普通会計決算が社会保障関係経費、人件費、物件費の膨らみで、実質単年度収支が赤字となる自治体が15市町村と前年度を上回っております。

また、令和8年度の税制改正では、自動車税、軽自動車税の環境性能割や軽油引取税の暫定税率が廃止される地方税財政にとって大きな影響を受ける内容が含まれており、今後、減税に伴う代替財源の議論も進めなければなりません。

こうした背景にあって我々は、各地域で責任を持って安定的に行政サービスを提供するのは地元自治体であり、また、これを支える基盤は地方税であるという観点に立って、国等に

必要な財源の確保、充実をお願いすると同時に、自らも積極的に財源確保に取り組む努力が必要になることは言うまでもありません。

我々は府内の各構成団体が様々な事情を抱える中で、お互いに支え合いながら、税収確保等の取組を進めるために税機構を設立し、そして支援等を続けてまいりましたが、現在の地方財政が置かれている状況を踏まえすと、この取組の意義は大変大きいと思っております。

舞鶴市の状況といたしましては、平成22年1月から市税の徴収業務を担っていただいで以降、現在までに法人課税業務や軽自動車関係税課税事務、固定資産税課税業務など、現状では対応をいただいているところであります。

御対応いただいている業務の評価といたしましては、法人関係税では、府と市町村へそれぞれに提出していた申告書や各種届出等の窓口業務が統一されたことや、税制改正等に伴うシステムの改修が共同利用するシステム改修のみで対応できることになり、経費の削減が図れたこと、また、機構から課税データの提供を受け、調定や納税証明書の発行を行うことにより、窓口での受付件数が約8割も減少し、入力作業時間を大幅に短縮することができております。

軽自動車課税におきましては、検査情報と申告書の入力業務を機構において共同処理することにより、業務の効率化が図られ、年間約2万件にも上る手作業での基幹業務支援システム入力が軽減されているなど、各課税業務で8割以上の効率化が図られており、舞鶴市としても大変高く評価をしているところであります。

先ほど、連合長の就任挨拶では、連合長としての責任の重さについてお話をされましたが、もう少し税機構の取組に対するお考えについてお伺いをいたしておきたいと思えます。

税機構が設立されて17年、本格的に業務を開始して16年が経とうとしておりますが、連合長はこれまで、構成団体の首長として税機構の活動を見守り、そして支えてこられたわけがありますが、まずは首長の立場にあって、これまでの税機構の活動の成果等をどのように評価されているのか、お聞きしておきたいと思えます。

そして、今後は連合長として、当機構の活動をリードされる立場になられますが、どのようなお考えをもってこの税機構を運営されるのか、お尋ねをいたしておきます。

次に、現在の業務執行状況について確認をさせていただきます。私は、当機構事務局が毎年11月に開催されます業務執行状況等説明会の北部ブロックに出席し、令和7年度の上半期の活動について、機構全体と中丹及び丹後地方事務所のそれぞれの状況について説明を受けました。中丹及び丹後地方事務所では、徴収において収納率がどちらも前年同時期を上回っていましたが、機構全体では1.0ポイント下回ってございました。

滞納整理では、毎年様々な事情を持つ案件が新たに移管されるでしょうし、また、職員の人事異動等で事務所の執行体制状況も変わるなどの事情もあり、年間を通じて安定的に業務を進めるのは大変なことだと思えます。

ところで、今年度も残り僅かとなりましたが、現時点での収納状況はどのようになっていますか、まずは確認をさせていただきます。

そして、昨年8月議会での答弁や説明会の中で、今年度の運営方針の目標を「全事務所での収納率を伸ばし全体収納率60%を達成する」としているとお聞きをしましたが、その目標

は達成できる見込みなのか、お尋ねをいたしておきます。

次に、国民健康保険税・料の徴収に係る取組についてお尋ねをいたします。私の舞鶴市では、税務情報システムを国が進める標準仕様書に準拠したシステムに移行することや、限られた財源や職員の中で、効果的、効率的に業務を進める必要があることを踏まえ、今年度から国保料の滞納整理業務を税機構へお願いをいたしております。

舞鶴市が機構へ移管した理由と経緯について少し申し述べておきたいと思います。

税機構への滞納整理業務に関する移管につきましては、当該業務を市が単独で行うよりも、スケールメリットによる効率化や経費削減などが、次のとおり期待されることでありまして、一つに、広域的な対応が可能となり複数の市町村独自の滞納がある場合にも一括で納付相談ができること、二つに、徴収などに関する専門知識を有する職員による一体的な債権確保で公平公正で適正確実な徴収が期待でき、安定的な財政運営に繋がること、三つに、税と国保料の同一滞納者に対する二重業務の解消など、業務の効率化が図れること、四つにスケールメリットを活かした徴税コストの削減が図れることが見込まれております。

そして、今申し述べた以上のメリットが見込まれることと合わせて、国が進める標準化の導入に伴うシステム変更、業務の効率化、経費の削減など総合的に判断して、令和7年4月から国保の滞納管理業務を税機構へ移管することとなりました。

同様に、向日市さんも国保料の案件を今年度から移管されたと聞き、これで税機構は一般税と同様、構成市町村の国保税・料の案件すべてを受託されたことになると思います。

国保税・料の滞納案件を、税機構は本格的に業務を開始した平成22年度から一般税と合わせ受けられておりますが、国保税・料に係るこれまでの滞納整理の取組をどのように評価されているでしょうか、お尋ねをいたしておきます。

また、国保税・料は、収入がなくても納税義務が発生することから、舞鶴市ではこれまで生活困窮による保険料の支払が難しい方には丁寧に納付相談等に応じるなどの対応をしてきました。

そして、この国保税・料は、日本に居住する外国人にも課せられておりますが、滞納整理となると、制度の不知や言葉の壁などでその対応に苦慮されることもあると想像します。近年の外国人労働者の増加などで、京都府内でも外国人の住民数は増えているところではありますが、国保税・料を含めた外国人の滞納整理で、当機構では何か特別な対応をなされているのか、お尋ねをいたしておきます。

最後に、償却資産に係る課税事務共同化についてお尋ねをいたします。ちょうど3年前に、私はこの2月議会で共同化を開始して3年目となる償却資産の課税業務について、その状況や今後強化される取組について質問をいたしました。

共同化を開始された令和2年度は、ちょうど新型コロナウイルス感染症の拡大と時期が重なりましたことから、その課税事務を進めるに当たっては大変御苦労され、そして事務作業が一定安定する中で、今後は税務署調査や官庁等が保有する情報を活用した捕捉調査の充実に力を入れたいとのお答えをいただいていたところでもあります。

この課税業務も開始から早や6年を迎えますが、これまでの取組を通してどのような成果が上がったのか、お尋ねをいたしておきます。

以上、御答弁のほどよろしく願いをいたします。

○議長（中村正孝君） 大橋広域連合長。

〔広域連合長大橋一夫君登壇〕

○広域連合長（大橋一夫君） それでは私からは、税機構のこれまでの活動の評価と今後の運営につきまして、答弁をさせていただきます。

三位一体改革の一環として、所得税から個人住民税へ税源が移譲されたのが平成19年ですが、この年に京都府は、学識経験者など外部有識者で構成する委員会を立ち上げ、税機構の目指すべき税務共同化のあり方や、その具体化に向けた検討をスタートさせました。

そして、この委員会の提言を受けて、平成20年に市町村長等で構成する設立準備委員会で共同化案を取りまとめ、平成21年8月に総務大臣の許可を得て、構成団体の全ての滞納案件を引き受ける、全国で例のない徴収の取組が始まりました。

当時、私は京都府議会議員で、京都府から共同化を進める背景や検討状況について説明を受け、また、市町村からは、これまでの業務の進め方と異なる共同化の取組を不安視する声も聞いており、設立に至るまでには関係機関との相当な調整と時間を要したことは記憶に残っております。

その後、私は課税事務の共同化も始まっていた平成28年に福知山市長に就任し、業務の処理をお願いする一方、職員の派遣などで運営を支援する立場へと変わりましたが、これまでの当機構の成果を見ると、徴収では、設立前、平成21年度の構成団体の一般税の平均徴収率95.7%が、令和6年度には99.1%と3.4%伸び、この効果は令和6年度単年度で試算すると、150億円を超える増収となります。

中でも市町村は93.2%から98.7%と5.5%も伸び、当機構設立の準備段階で、市町村の徴収率を98%まで引き上げようと、当時、過大にも思えた目標を今は超えている状況となっております。

次に、課税では、先ほど議員より舞鶴市における効果を御紹介いただきましたが、申告受付などの事務の共同化で、構成団体の職員が行っていた事務作業の軽減や経費の削減が図られるとともに、未申告の捕捉調査も鋭意進めることで、例えば法人関係税では、業務開始から令和6年度までに600社を超える未申告法人を捕捉し、その累計申告額は20億円程度に及んでいるところでございます。

このように当機構の活動は、構成団体の財源確保や業務の効率化に大きく貢献するとともに、納税者にとっては、窓口の一本化などで利便性が図られ、そして府内全体の税を適正に納める気運の醸成にも大きな役割を果たしてきたものと思っております。

今後も、税務行政の公平公正の確立が当機構の設立趣旨であることを踏まえ、構成団体から委託された業務事務を税務コンプライアンスに従って適正に処理することで、府内の納税者が自主的に申告するという、納税意識を高める環境づくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

引き続き、皆様方の格別のお力添えをお願い申し上げたいと思います。その他の質問につきましては、関係理事者から答弁をさせていただきます。

○議長（中村正孝君） 山崎事務局長。

〔事務局長山崎隆一君登壇〕

○事務局長（山崎隆一君） それでは、私からは、現在の収納状況と今年度の目標の達成見込みにつきまして、答弁申し上げます。

令和8年1月末現在の当機構の収納率は、全体で48.7%と前年同時期に比べまして、1.7ポイント下回っております。

地方事務所別では、7つの事務所のうち3つの事務所で収納率が前年を上回っているものの、4つの事務所では下回っているところでございます。

その主な要因として、新たに500万円を超えるような大口案件を抱える事務所が増えたことや、議員からもお話がありましたように、今年度から舞鶴市と向日市から国民健康保険料の滞納案件を受託したことなどで、新たな財産調査等に着手しなければならない状況になっていることなどが挙げられます。

ただし、過去の同時期の収納率と比較いたしますと、今年度の収納率は2番目に高く、滞納整理の高い水準は維持できているものと考えております。

令和7年度の目指すべき収納率は、全事務所で前年度を上回り、機構全体で回収されなかった案件の6割は確保をするという、新たなステージへ入っていく大きな目標を掲げております。

しかし、現状では、残り僅かとなった今年度はこの目標を達成することは厳しい状況でございますが、滞納整理の基本であります早期着手・早期回収という理念のもと、来年度の実績に繋げるためにも、現在、新たな案件の財産調査等の作業を鋭意進めているところでございます。以上でございます。

○議長（中村正孝君） 井関業務課長。

〔業務課長井関秀之君登壇〕

○井関業務課長（井関秀之君） 国民健康保険税・料の取組の評価と外国人への対応、そして償却資産に係る固定資産税の課税事務の成果につきまして、答弁申し上げます。

国民健康保険税・料の取組のメリットとしては、議員から舞鶴市が移管を決められた理由の説明にもありましたように、他の税目と合わせた一体的な対応が、納税者にとっても、行政にとっても効率的に、また適正に業務が進められるということが挙げられます。

数値的には、当機構は平成22年度に17団体から案件の移管を受けることから業務を始めたのですが、その構成団体の徴収率は、取組前の平成21年度が75.2%、取組初年度の平成22年度が76.2%と当初からすぐに大きな成果として現れることはありませんでした。

しかし、その後案件を移管する構成団体も順次増え、令和6年度末では23団体となり、その徴収率は、平成21年度の74.4%が令和6年度の91.0%へと15年間で16.6ポイント増と着実に伸び、これは額に換算すると令和6年度単年度で約31億円の増収に繋がっています。

議員からお話がありましたように、国保税・料は収入がなくても保険料等を支払う必要があります、丁寧な対応も必要になるのですが、当機構は、滞納者の収入や財産の状況を財産調査を通してしっかり把握し、その結果をもとに法令等に基づく滞納整理を進めるという地道な実務の繰り返し、長い年月をかけて、こうした結果に結びついたと考えております。

そして、外国人に対する滞納整理については、現在、国においても外国人の方に係る対応

が検討されているようですが、当機構では、国外滞納者案件を京都地方事務所で集中して処理する、外国語の催告書により納付を促す、納税管理人や財産管理人といった代理人等を通じた折衝を行うことで、早期納付への理解を深め、今後も居住される方には滞納しない意識づけを強めるようにしております。

次に、償却資産に係る課税事務のこれまでの成果についてですが、まずは申告書の提出において、窓口の一本化やインターネットの利用呼びかけで、納税者の利便性は高まりましたし、捕捉調査においては、申告内容の審査の徹底や太陽光発電の設置に伴う課税の有無など各種調査の実施により、令和3年度から6年度の4年間で5千件を超える申告漏れを指摘し、その税額は6億円に及びます。

こうした取組の結果として、申告書の受付件数は、事務開始直後の令和2年度の約2万2千件から、6年度は約2万5千件と着実に伸びており、今後も納税者が償却資産に係る固定資産税の正しい知識を持って、自主的に正しく申告していただけるよう、引き続き事務の深度を高めた取組を進めてまいります。以上でございます。

○議長（中村正孝君） 山本治兵衛君。

○山本治兵衛君 それぞれ御答弁いただきまして、ありがとうございました。

税機構では、これまで業務を進めるに当たり様々な御苦勞をされ、そして現状では安定し、また成果もしっかり出されていると考えておりますし、そのように今答弁をいただいたように思います。

地方税の徴収対策の観点は、多くの税を収納する歳入の確保と、納税者側と徴収側双方に手間とコストをかけない効率化に分けられますが、最大の効果を上げるには、この2つの要素をバランスよく達成するという必要があるかと思えます。

また、税の専門性を身につけた職員が少なくなっている地方の実態等も踏まえ、当機構の取組は、今後の地方公共団体における徴収対策のリーディングケースの一つになるものと考えております。

多くの納税者は納期限までに適正に納付をされております。

当機構においては、地方税に対する納税者の信頼を確保する上でも、引き続き、滞納案件の適切な管理と滞納を許さない気運を高める法令に基づいた対応をしっかり行っていただくことを改めてお願い申し上げ、また、新たに連合長に就任されました新連合長の格段のお力添えを賜りますことを祈念いたしまして質問を終わらせていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（中村正孝君） 次に大河直幸君に発言を許します。大河直幸君。

〔大河直幸君登壇〕

○大河直幸君 宇治市選出の大河でございます。2026年2月議会の一般質問を一問一答方式で行います。

初めての本税機構議会での質問でございます、どうぞよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

まず自治体の課税権と本税機構が進めておられる課税業務の共同化についてお聞かせいただきたいと思ひます。

課税権、課税自主権は当然、市町村をはじめとした地方自治体それぞれが固有に保有しているものであります。

本地方税機構では、法人税の共同化に加えて、2016年から軽自動車税の課税業務、2017年から自動車関係税の課税業務に取り組んでおられます。

課税に必要なデータの作成や、受付業務を行っているということでお聞きをしています。

2020年からは固定資産税の課税業務の共同化を開始されて、固定資産税償却資産の申告書の受付や課税データを作成されています。

当然、こうした法人税、自動車関係税、固定資産税の課税権はそれぞれの自治体に属するものであります。

そこで初めにお聞きしたいのは、こうした課税の共同化の業務と、各市町村に属する課税権との関係を地方税機構ではどう整理されて業務に当たっておられるのか、お聞かせください。

○議長（中村正孝君） 山崎事務局長。

〔事務局長山崎隆一君登壇〕

○事務局長（山崎隆一君） 共同化の業務と課税権につきまして、答弁を申し上げます。

税機構の設立においては、税務共同化のあり方等を検討する京都府税務共同化推進委員会を設け、その中で地方団体の課税権について、条例の制定などの立法権と賦課決定等の租税債権を確定する権限は共同化の対象には含まれないとし、それ以外の課税資料の収集、課税標準の算定等といった課税事務は、原則として共同処理が可能と整理されたところでございます。

また、総務省からも、処分を伴わない課税事務については、広域連合で行うことは可能であるとの回答を得て、当機構ではこれまで、法人関係税、自動車関係税、償却資産に係る固定資産税の課税事務を行ってきたところでございます。

○議長（中村正孝君） 大河直幸君。

○大河直幸君 続いての質問ですが、今後更に、こうした課税業務の共同化、課税事務の共同化ですけれども、更に拡大をしていく動きがあるのか、検討されておられるのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

検討されていることがあるのであれば、どういった業務で検討を行われているのかお答えください。

○議長（中村正孝君） 井関業務課長。

〔業務課長井関秀之君登壇〕

○井関業務課長（井関秀之君） 今後の共同化業務の検討につきまして答弁申し上げます。

課税事務の共同化では、府税、市町村税全ての税目の事務作業の共同化を目指し、順次作業を進めていくこととし、現在は府税である不動産取得税と市町村税である固定資産税に共通する課税事務のうち、家屋の評価事務について検討を進めております。

○議長（中村正孝君） 大河直幸君。

○大河直幸君 そこで実務的なことをお聞きしますけれども、こうした共同化された課税事務の業務というのは、どういった実務手順で進められているのか。税機構の側でどういった

お仕事をされていて、最終的にはそれぞれ市町村がどう関わっているのかということが私は重要になってくるというふうに思うんですけども、最終的に市町村が実務的にどのような関わりをしているのかということ、重点を置いてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中村正孝君） 井関業務課長。

○井関業務課長（井関秀之君） 共同化された業務の実務につきまして、答弁申し上げます。

税機構と構成団体が行う事務は、当機構の広域計画において定められておまして、課税事務として、法人関係税、自動車関係税、償却資産に係る固定資産税で機構が行う事務は、申告書の一括受付、審査からデータの作成として、それを受けて構成団体が行う事務は、税の賦課決定から納税通知書や納税証明書の発行、それから収納事務等となっております。

○議長（中村正孝君） 大河直幸君。

○大河直幸君 それで更にお聞きしますけれども、それぞれの地方自治体が、例えば法人税の超過課税、これ地方税法で定められて、税率を法よりも多く課税するということでありますけれども、京都府内の自治体ですけれども、実際にやっているところもございます。

こうした対応を取ろうと各市町村が判断をした場合に、地方税機構での共同化された業務の中で、どのような対応をされるのかということ、仮定の話になりますけれども、お答えください。

○議長（中村正孝君） 井関業務課長。

○井関業務課長（井関秀之君） 構成団体の課税自主権と共同化につきまして、答弁申し上げます。

超過課税などの課税自主権には、他に法定外税といった条例により税目を新設することができるものがあり、例えば京都府では産業廃棄物税が設けられています。

また、超過課税については、構成団体において、法人関係税などで既に導入されているところではありますが、この実施については、先ほど事務局長答弁をさせていただきましたが、課税権の立法権に関わるものでありますので、実施等について税機構は関与ができません。

ただし、法人関係税の超過税率などでは、課税標準額に割増税率を掛けるものでございますので、当機構が算定した標準額を利用されているところでございます。

○議長（中村正孝君） 大河直幸君。

○大河直幸君 私、ルールをお聞きをしまいたけれども、何が心配なのかということ、課税権というのは、各地方自治体、市町村が持っているんですけどもね。

それが果たして、各市町村のところで執行できる体制が、これ失われていってるんじゃないかというところの心配なんです。

例えば、固定資産の課税業務に関わっておられた、職員として関わっておられた方が今、宇治市でも先輩議員としていらっしゃいますけれども、住民のところに出かけて行かれて丁寧に対応されておられました。

当然住民からは、様々な質問や、異議が申し立てられましたら、こうした職員の皆さんが対応されているということですけども、やっぱりこうした課税の実務というのは地方自治体の本来業務の最たるものだというふうに思っています。

しかし、どうやら実務的にお聞きしましたら、実際には地方税機構から来た、いわゆるデ

ータをですね、システムに流し込んで、それが調定だということになってるのが地方自治体の今、現状じゃないかというふうに私は思っているんですね。

これはいわゆる効率化ということと言うならばそれでいいのかもしれませんがね、こういったことばかりやっていると、市町村のところで、いわゆる業務に当たる力が失われていくと、市民に対応していく力も失われていくと、自らの課税権を行使するいわゆるノウハウというかね、実務的な経験が、市役所全体、町役場全体からなくなっていくということが起こるんじゃないかということを危惧してるんです。

私はね、各地方自治体の課税権を担保するこうした実務的なノウハウの蓄積というのをどう担保していくということを考えて、地方税機構は業務に当たっておられるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中村正孝君） 井関業務課長。

○井関業務課長（井関秀之君） 各自治体の実務的なノウハウの蓄積と機構の立場につきまして、答弁申し上げます。

課税事務の共同化におきまして、私どもの役割は、構成団体から預かった事務を適正に処理し、正確な課税データを渡すことを第一として考えております。

構成団体においては、私どもが提供する課税データを審査し、税額算定で使っていく判断をされるわけですが、そうした能力をどう維持するかについては、構成団体の人事施策も含めた対応になるかと考えております。

なお、構成団体の賦課徴収業務に係るノウハウの維持について、構成団体から相談や支援の要請がある場合は、適宜、必要な対応を行っているところであります。

○議長（中村正孝君） 大河直幸君。

○大河直幸君 簡単に言うと、各市町村で考えることで、そんなこと知らんよという答弁でありましたけれども、私は果たしてそれでいいのかというふうに思うんですね。

京都府が入っておられる税機構ですよ。

各市町村のところに課税権はあるということですけども、業務遂行していく力というのはだんだん失われていっている。

そういうもとでね、やっぱりこれ、課税権はあくまでも市町村にあるんだと、住民への対応も含めた、やっぱり、蓄積をね、しっかりと作っていかなあかんと、これは担保していかなあかん、引き継いでいかなあかんという観点に、やっぱり税機構そのものが立って、各市町村との間でやりとりしていかなあかん、こういう、今、局面にあるんじゃないかと。

共同化を進めていくのは効率化の側面ばかりで言われていますけれども、そういうことがやっぱり担保されていないと、各市町村側が、課税業務の共同化推進していくということに当たってはね、やっぱり一定不安を覚えるんじゃないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中村正孝君） 井関業務課長。

○井関業務課長（井関秀之君） 現在の課税業務におきましても、税機構側から提供させていただいたデータをもとに、市町村さんの方におかれましては、そのデータの内容をチェックし、税額の算出をシステムを使って行っていただいて、納税通知書の作成発送とか、納税

者からの対応などといった業務を現に行っていただいております。そのために必要な知識、ノウハウなどについては、市町村の方で蓄積されている、されていくべきものだというふうに考えております。

○議長（中村正孝君） 山崎事務局長。

○事務局長（山崎隆一君） 少し、今の業務課長の答弁の補足をさせていただきますけれども、まず、我々の課税共同化の目的において、行政側の効率化等は二次的なものとして捉えております。そして、我々としては、構成団体の方で適正に課税権が発動できるよう、適正に事前作業をさせてもらい、データを提供させていただいているところでございます。

そうした中で、我々が提供させていただいたデータを、先ほど課長が申しましたように構成団体がチェックをされて、課税されていくというものでございます。

我々が行っております事務作業と、それを課税に繋げるためのチェックというのは、その能力は確かに重なる部分もございますけれども、イコールにはならないのではないかとということも思っております。

また、機構でさせていただいております作業、これをおこなっている人間は、市町村、京都府を含めて各構成団体の職員さんでございます。決してプロパー職員がすべてノウハウを持ってやっているわけではなく、各派遣職員がやっているものです。

そして、職員は、いろいろな作業能力を身につけられて市町村や京都府に帰っていきます。その職員が機構で得たノウハウを持って、各構成団体の方で御活躍いただくものと考えております。

そうしたことも含めまして、我々は御支援等はさせていただきますけれども、やはりノウハウの蓄積等につきましては、帰られた職員の人事施策も含めて、構成団体でお考えいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（中村正孝君） 大河直幸君。

○大河直幸君 答弁ありがとうございます。

それで私、問題意識を今日初めてお話ししましたので、また引き続き、別の機会でもお聞きしていきたいというふうに思いますけれども、京都府内というのは比較的、こういった広域行政というのが活発にやられています。

京都南部でも例えば消防指令の共同化などが行われますけれども、そういったところの業務が果たして指令業務が一体化されることによって、各市町の指令業務が丁寧に対応できるのかというようなところは、不安が覚えられているところでもありますし、水道の業務なんかでは、やっぱり民営化が進んで、その最大の理由として一定職員さんの、やっぱり技術職員が不足しているということも挙げられています。

ですから、私、職員体制をどう確保していくのか、市町村が本来業務をやるに当たって実務能力をどう担保していくのかというのとはやっぱり今、本来的な問題やというふうに思っていますので、是非、税機構の方でもその問題意識を持っていただいて、先ほども言いましたけれども、市町村任せであとは知らんよということがないように、対応いただきたいということは、今日のところは要望しておきたいというふうに思います。

それで次の質問ですけれども、市民生活との関係でございます。

深刻な物価高で市民生活が困難になっているということでもあります。

税機構に移管される滞納案件の関係する多くの住民の皆さんは、税金や保険料を払えないからということで滞納してるのであって、生活に困難がある方も少なくないというふうに思っています。

私、先ほどから答弁お聞きしてますと、収納率のパーセンテージがこれだけ伸びたよというような話はたくさんあるんですけども、パーセンテージの奥にあるのは当然住民の皆さんの暮らしですから、そこがなかなか見えてこないというのが本当に心配になっています。

当然払ってもらうのは、徴税業務なんやから、払ってもらもんは払ってもらわなあかんのは当然なんですけれども、しかし、ここが住民の皆さんの暮らしがもう全然だめやということになってしまうと、自治体本来の役割というのが果たせないわけでありまして。

最初にお聞きいたしますけれども、長引く物価高の元で、地方税機構に滞納案件が移管されている住民の生活の実態ですよね。

滞納整理に当たっておられる地方税機構としてどのように、今、認識されておられるのか、また、実際に住民の皆さんと接しておられるわけですから、どのように、どういった方が増えてるのかといったこともお聞かせいただければと思います。

○議長（中村正孝君） 井関業務課長。

○井関業務課長（井関秀之君） 滞納者の生活状況をはじめとする滞納事由の認識につきまして、答弁申し上げます。

物価高などによりまして、国民生活は厳しい状況にあるところですが、そうした中であっても大半の納税者の方は期限内に納税をされています。

また、各地方事務所から滞納理由のほとんどが物価高によるといったことも聞いてはおりません。

コロナ渦においてもそうでありましたが、滞納者の税が納められない事由は、どのような社会経済情勢にあっても個々様々であると感じております。

○議長（中村正孝君） 大河直幸君。

○大河直幸君 あんまり物価高とか今の生活が大変やいうのは関係ないんやというような御答弁でありました。

次にお聞きしますけれども、先ほども言いましたけれども税の徴収というのは、自治体やらなあかんことでもありますけれども、当然、住民があつてこそその自治体ですから、住民の生活が税や保険料の支払いで、成り立たなくなってしまうと、当然本末転倒であります。

税や保険料の滞納整理と、こうした滞納されてる方、住民の生活を守るということについては、どういった考え方に基づいて、地方税機構は業務に当たられるのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（中村正孝君） 井関業務課長。

○井関業務課長（井関秀之君） 滞納整理の考え方につきまして、答弁申し上げます。

滞納整理は、そもそも、住民の生活を守るために行うものではなく、税は税の機関において、福祉は福祉の機関において、それぞれ与えられた役割や使命を持って業務に当たるべきものと考えております。

なお、滞納者において、生活の維持ができないといった事情が明らかになった場合は、法律の規定に基づき、執行停止等の対応をしているところであります。

○議長（中村正孝君） 大河直幸君。

○大河直幸君 えらい縦割りな答弁でびっくりしましたけれども、自治体ってそんなもんじゃないというふうに思うんです。

やっぱり重層的に市民の皆さんの暮らし、様々な観点で支えていかなあかんというふうに思います。徴税業務に当たっても一緒だというふうに思います。

それで実務的なことをお聞きしますけれども、例えば国民健康保険料の滞納があれば、場合によっては市町村は加入者を特別療養費支給対象者とする場合があります。

特別療養費支給者になりますと、医療機関の窓口で10割負担の支払いが求められます。

滞納した保険料を支払って初めて、医療費の7割8割分が還元、還付されるという仕組みでありますけれども、当然、これ医療に係る権利が制限されて命にも関わるものであるというふうに私は認識をしています。

地方税機構の滞納整理の現場では、市町村のこうした国民健康保険での対応とどのようなやりとりをされているのか、今おっしゃられたように、国保のこうした特別療養費の支給はその窓口でやることで、うちは滞納だけを考えてますという縦割りで業務されているのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（中村正孝君） 井関業務課長。

○井関業務課長（井関秀之君） 国民健康保険税・料の案件に対する対応につきまして、答弁申し上げます。

当機構としては、滞納している事情を踏まえて相談に応じ、納税に向けて必要な対応をしております。

特別療養費の対応などは市町村で判断されるものであり、またそうした対応等に対する御相談等は、滞納者の方が市町村に対して行うものであります。当機構が特別療養費の内容等を踏まえて滞納整理の対応をするものではないと考えます。

○議長（中村正孝君） 大河直幸君。

○大河直幸君 先ほどから原則的な内容を繰り返されてるんですけども、私はこの地方税機構の滞納整理の過程で、当然、自治体の福祉政策や福祉施策が必要な住民に対しては、それぞれの市町村の福祉部局がやられる福祉的ケアの適切なケアを繋いでいく必要があるというふうに思っています。

当然滞納された方で、福祉的なケアが必要な方には、福祉のケアを繋いでいく必要があるということでもありますけれども、地方税機構では、これ先ほどから聞いてたらこんなことやってませんいうことの答弁の繰り返しでしたけれども、当然こうした地方税機構では市町村と福祉的なケアに対する連携はとっていないということでもよかったですか。

○議長（中村正孝君） 井関業務課長。

○井関業務課長（井関秀之君） 市町村との連携につきまして、答弁申し上げます。

当機構での滞納整理に係る対応状況につきましては、電算システムを通じて、市町村の税務担当課が確認できるようになっております。

その情報をどのように扱われるのか、そしてそれに基づき福祉ケアが必要となるのかどうかなどの御判断は、それぞれの市町村が行うものと考えております。

○議長（中村正孝君） 大河直幸君。

○大河直幸君 これであつと質問の角度を変えますけれども、地方税機構には比較的若い職員さんが市町村から派遣されている印象がありますけれども、正確に答えられればですけど、採用からどういった、どれぐらいの職員さんが市町村から派遣されているのか、実態がわかればお聞かせいただければと思います。

○議長（中村正孝君） 矢部事務局次長兼総務課長。

〔事務局次長兼総務課長矢部昌宏君登壇〕

○事務局次長兼総務課長（矢部昌宏君） 派遣職員の採用からの年数につきまして、答弁申し上げます。

構成団体で採用された職員の従事年数のデータは持ち合わせていませんが、市町村から派遣された職員の平均年齢は約41歳となっております。

○議長（中村正孝君） 大河直幸君。

○大河直幸君 それでね、私は何が聞きたいかという、こうした地方税機構に派遣された職員さんに、地方自治体の本旨である住民福祉の増進、その精神を持ってもらって、場合によっては課税業務以外の福祉施策の専門知識も必要だというふうに思います。

そうした研修や職場でのサポートというのをしていく必要があるんじゃないかというふうに思ってるんです。

地方税機構に行ったら、税金の徴収のエキスパートにはなつたけれども、地方自治体の職員に必要な福祉の心が育ってないというふうなことになってはならないというふうに思うんですけれども、その点についてはどのように考えておられますか。

○議長（中村正孝君） 矢部事務局次長兼総務課長。

○事務局次長兼総務課長（矢部昌宏君） 税機構に派遣された職員の育成につきまして、答弁申し上げます。

公務員としての必要な知識の習得に係る研修等は構成団体で行われるべきもので、実際、構成団体は、機構派遣職員にこうした研修を受講させています。

当機構としては、そうした研修を積極的に受けられるようにしており、そして、機構においては、派遣職員が共同化の与えられた業務をしっかりと行えるように、賦課徴収業務に係る研修を計画的に実施しているところであります。

○議長（中村正孝君） 大河直幸君。

○大河直幸君 それでね、結局ここも各市町村任せやということなんですよ。

私はやっぱり、税滞納されてる方、保険料滞納されてる方ってのは当然理由があつて滞納されているわけで、今、物価高なんかは関係ないというふうにおっしゃいましたけれども、私は実態はそうじゃないと思うんです。

やっぱり、生活に困窮されている方については、税機構の側でも、それを直接対応されるのは税機構の職員さんなんですから、市町村の方にも紹介していくような対応、福祉施策に繋げていくような対応っていうのを、やっぱやらなあかんと思うんですよ。

これどうするんですか。

税機構の方でね、この方暮らしに困っておられるなどというのはわかったけれども、市町村がそれをやることです、福祉的ケアは、というふうな答弁でしたけれどもね。

市町村の側ではこれ税の滞納で接してないわけですから、わからないじゃないですか。

どういうふうにして繋げていくのかということをお聞きしても、それは市町村がやることですということばかりお答えされてね。

紹介や繋げていくことぐらいやったらいいじゃないですか。

それが必要な職員の皆さんのスキル、福祉的なスキルというのはこれ身につけられるようにね、税機構の方でも対応したらいいじゃないですか。

そういったこともやらへんということなんですか。

○議長（中村正孝君） 山崎事務局長。

○事務局長（山崎隆一君） 私どもは、構成団体さんの税の業務の一部を受けさせていただく公共団体でございます。滞納されてる方には事情があってということがございますので、お話は聞かせてもらいます。色々個々に生活が厳しいんだという話を聞かせていただきませうけれども、その厳しさも、人それぞれっていうのを日頃の業務の中で感じているところでございます。

我々は税の団体でございますので、滞納者の方に早く税を納めていただくという考え方で、業務に当たらせていただいております。

その中でお話を聞かせていただいて、また、客観的に財産調査もさせていただいてその方が持ってらっしゃる資産であったり、毎月の収支状況を見ながら滞納整理をさせていただいてるところでございます。

場合によっては、差押えといった処分だけではなくて、本当に生活が苦しい、明日の食べるものもないといった方については、税の中で、執行の停止もさせていただいております。

そうした中で生活の立直しっていうことについては、我々の業務ではないので、そうした方については市町村さんの方に、生活の立直しということでお話しされてはいかがですかということの声かけをさせていただいたとしても、我々が何かするということではございませんので、市町村に御相談をとということに加え、先ほど課長が答弁しましたように、どういう状況にあるかという我々の持つデータは、各市町村の税担当で見れることとなっております。

滞納状況の情報提供はさせていただいておりますので、それを市町村さんの方でよく見ていただいて、情報の取扱いや御対応については、市町村さんの方で御判断されているところでございます。以上でございます。

○議長（中村正孝君） 大河直幸君。

○大河直幸君 生活再建の業務というのは当然、税機構の業務ではありませんから、税機構職員さんが生活再建に直接関わるということにはならないというふうに私も思います。

これは事務局長がおっしゃったとおりですけども、しかし、それを生活の困窮されてる方は生活の再建のところにね、繋げていくってことぐらい、これ同じ地方自治体なんですから、やったらいいんじゃないかなと、相談するなら相談してきたらというような対応だけでは、私は駄目だというふうに思っています。

それで何を申し上げたいかというと、当然、地方税機構に派遣されました職員さんも自治体職員なわけですから、全面的な自治体職員としての能力の発揮というのが私は求められているというふうに思います。

その全面的な能力の発揮ということと言うならば、やっぱり住民の福祉増進ということに自治体の責務というものはあるわけですから、そこの業務に当たっていただく、そういった能力を発揮していただくための職員さんをやっぱり育成いただきたいというふうに思います。

先ほども申し上げましたけれども、税の徴収のエキスパートにはなったけれども、住民の暮らしのことはよくわかってないということになれば、私は自治体職員としては本末転倒だというふうに思いますので、市町村の福祉部局との連携も具体的に進めていただきたいですし、職員さんの自治体職員としての全面的成長というのを保障する税機構となっていたいただきたいというふうに思いますので、その点申し上げて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村正孝君） 以上で、一般質問を終結いたします。

---

○議長（中村正孝君） 次に、日程第8「第1号議案」から「第2号議案」までの2件を一括議題といたします。

---

○議長（中村正孝君） これより質疑に入りますが、通告はございませんので、質疑を終結いたします。

---

○議長（中村正孝君） 次に、議案に対する討論に入ります。

通告がありますので、まず、米重健男君に発言を許します。米重健男君。

〔米重健男君登壇〕

○米重健男君 向日市の米重健男でございます。この場で初めて、討論させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ただいまの議案となっております、第1号議案「令和8年度京都地方税機構一般会計予算」に反対の立場で討論をさせていただきたいと思います。

反対の理由といたしましては、第一に地方税機構の存在意義についてであります。物価高騰や円安などの長期化により、暮らしや経営に深刻な影響が現れており、今年の1月には帝国データバンクが発表しております2025年の休廃業解散動向調査などによりますと、府内の休廃業件数が3年連続で1千件超となり、2011年の調査開始以来最多となったということがございました。

倒産件数も同様に増加しているということでございます。

こうした中で地方自治体に課せられた責務である住民福祉の向上を図るに当たり、徴税に特化した組織として設立されておりますこの地方税機構というものです。これが本当に権限上の限界にあるのではないかとということでございます。

先ほどの一般質問の中でもございましたけれども、今なかなか住民の生活を守っていこうと思うと、福祉部署や教育部署との連携が欠かせないというのはもうこの地方自治体でも

同じことになっているかとは思いますが、それが事実上でできていないというのが今の実態ではないかなと考えております。

令和7年12月に公表されております9月末までの取組状況によれば、30万円以下の文書催告で滞納繰越分が2,230件減少する一方で、現年課税分が2,490件増加をしております。

詳細な調査が必要ではございますけれども、この滞納の支払をしましても、結局、現年分が支払えなくなって、そちらに移っているのではないかというふうに考えるところでございます。

こうした少額の滞納の増加こそが本当に厳しい経済状況を表しているのではないかと考えますし、税機構において一括での徴収業務に付するにはやっぱり向かない内容なのではないのかなと、地域の実情に合わせた事業のあり方が求められているのではないかというふうに考えているところでございます。

第二に徴収事務の共同化による効率性でございます。

令和6年度の徴収実績によれば、新型コロナによる影響の大きかった令和2年から3年を除いて、令和元年をピークとして、移管額が減少の傾向を示しております。

人口が減っているのも当然のことかなとも考えますが、今後の少子化状況も加味すれば中長期的には、移管額が増加に転じる蓋然性というのは低く、システム更新などによる負担金の増加も含めれば、事務効率の低下は避けられないのではないかということでございます。

また、構成団体によっては派遣職員によるキャリアパスやスキル形成など、人事政策上の課題の発生もあるのではないかと懸念しております。

人手不足や経費削減を目的として税機構では京都市内の3事務所を統合するなど拠点の縮小を進められてきましたが、納税者の利便性向上を図る上ではアクセス性の確保は非常に重要なことであります。

1つの自治体で減免申請から納付相談までワンストップで行える体制を市町村レベルで構築できるよう構成団体内の体制強化を支援する必要があるのではないかと考えております。

第三の理由といたしましては、課税事務共同化の推進でございます。

課税事務の共同化による課税自主権が侵害されるのではないかということでございますけれども、事務の共同化により実質的に課税事務が構成団体の手を離れて、税機構内で処理された結果を追認するようなものになるのではないかという点についてでございます。

課税事務の専門性を重視して、税機構への移管を進めれば専門性は強化されますけれども、構成団体での実質的な実務能力が失われ、結果として課税自主権の確保のために各自治体の決裁が必要という形をとっても、いずれ形骸化するのではないかという懸念でございます。

また、共同化の実務の範囲を拡大しますと、それに伴うシステム改修など費用面での新たな負担も発生してまいります。このような点も加味すれば、共同化の推進が必ずしも構成団体の負担を軽減するわけではございませんし、効率化についてもおのずと限界があるのではないかなということでございます。

以上の三点の理由をもちまして本予算案は、構成団体の今後の負担を増やし、納税者の利便性が損なわれるのではないかと懸念が払拭できないものであり、賛成はできないものと

させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（中村正孝君） 次に、井上博明君に発言を許します。井上博明君。

〔井上博明君登壇〕

○井上博明君 皆さん、こんにちは。大山崎町議会選出の井上博明でございます。

ただいま上程されております「令和8年度京都地方税機構一般会計予算」及び「令和7年度京都地方税機構一般会計補正予算」のすべての議案について、賛成の立場から討論させていただきます。

我が国は、物価高、少子高齢化といった問題を抱えております。

私ども大山崎町では、都市の近郊に近く、生活の利便性も高い、こういう好条件もありまして、幸いにも他の地域とは異なり、人口の動向に違いはありますが、住民が安心して安全に暮らせるまちづくりを進める必要がございます。

住民が本当に住んでよかったと思えるまちにするには、やはり安定して財源を確保していく必要がございます。全国的に見て地方の税収は、企業業績の好転や地価の上昇で、令和6年度は前年度と比較して4%の増加となり、4年連続で過去最高を更新いたしております。

しかし、我が大山崎町の税収は、令和6年度は反対に地域企業の業績不振や償却資産の減価償却の影響で、全体で7.6%の減少となっております。

そして、社会保障関係経費等は増加しておりますところであり、その結果、実質単年度収支は約8千万円の赤字となりました。

これは、平成28年度以来の状況となっております。

このように、大山崎町の財政は大変厳しいですが、そうした中で、当機構の収納率は機構発足以降、順調に伸び続け、令和6年度においては、我々構成団体が収納をお願いした滞納額の60%近くを収納されており、財源確保に大いに貢献いただいているところであります。

この結果と合わせて、構成団体全体の令和6年度の徴収率は、業務を本格的に開始した平成21年と比べて大きく伸び、特に市町村では98.7%と、5.5%もアップしております。

私は、こうした税機構のこれまでの活動については、しっかりと評価する必要があると考えております。

そこで、今回提出の議案であります第1号及び第2号の予算議案についてですが、税機構の業務運営に必要な人件費と事務経費等が計上され、これら全ては税機構の活動に欠くことのできない適切なものであり、賛成するものであります。

税機構におかれましては、今後も税収の確保とともに、公平公正な業務の遂行に努力され、引き続き、構成団体の期待に添えていただくことを切にお願い申し上げ、私の本案に対する賛成討論といたします。

○議長（中村正孝君） 以上で、討論を終結いたします。

---

○議長（中村正孝君） これより議案2件について採決に入ります。採決は1件ずつ、2回に分けて挙手により行います。

まず、第1号議案「令和8年度京都地方税機構一般会計予算」の採決を行います。採決は挙手により行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（中村正孝君） 挙手多数であります。よって、第1号議案は原案どおり可決されました。

次に、第2号議案「令和7年度京都地方税機構一般会計補正予算（第1号）」の採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（中村正孝君） 挙手全員であります。よって、第2号議案は原案どおり可決されました。

---

○議長（中村正孝君） 次に日程第9「議第1号議案」を議題といたします。

案文はお手元に配付のとおりであります。

議第1号議案について、松本俊清君に提案理由の説明を求めます。松本俊清君。

〔松本俊清君登壇〕

○松本俊清君 笠置町選出の松本俊清でございます。

それでは、ただいま議題となっております、議第1号議案「京都地方税機構議会会議規則一部改正の件」につきまして、提出者を代表し、提案理由を御説明申し上げます。

提案する内容は、女性議員が出産のため議会に出席できない場合は、産前産後期間を欠席事由として取り扱うことができる規定を設けるものであります。

議員各位におかれましては、賛同賜りますことをお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（中村正孝君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議第1号議案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（中村正孝君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。採決の方法は挙手によります。

松本俊清君ほか2名の諸君から提出の議第1号議案「京都地方税機構議会会議規則一部改正の件」を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（中村正孝君） 挙手全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長（中村正孝君） 以上で、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じ、令和8年2月京都地方税機構議会定例会を閉会といたします。

午後 3 時25分 閉会

地方自治法第123条第 2 項の規定により署名する。

京都地方税機構議会議長            中村 正孝

会議録署名議員                    山本 治兵衛

同                                    寺田 圭佑